

2-5 同和問題（部落差別）

－ 同和問題（部落差別）の早期解決に向けて －

■ 施策の基本的方向（なごや人権施策基本方針の再掲）

主な施策	基本的方向
啓発の推進	市民一人ひとりがさまざまな場や機会を通して、同和問題（部落差別）についての正しい理解と認識を深めることができるよう啓発を積極的かつ効果的に実施します。 また、企業・団体等が行う啓発や研修等の支援を行います。
教育の充実	同和問題（部落差別）の解決に向けて、学校教育および社会教育の場において、人権尊重の教育を一層すすめて、人権意識の高揚をはかります。
相談体制の充実	同和問題（部落差別）に関する相談については、人権施策推進室、人権啓発センター、文化センター等の相談窓口において的確に対応します。
文化センターの運営	人権啓発、福祉の向上、地域交流の拠点として、人権相談はじめ健康、育児、仕事、法律など生活上の各種相談事業や人権啓発事業、地域交流・福祉事業等を地域の実情に応じて実施します。
部落差別のない地域づくり	部落差別のない、地域交流が盛んな地域づくりを進めます。 市営住宅については高齢者や障害者はじめ全ての方にとって住みやすいものとなるよう環境整備を進めます。
えせ同和行為の排除	同和問題（部落差別）に対する誤った認識を悪用し、同和問題（部落差別）の解決を阻む大きな要因となっているえせ同和行為の排除に向けて、関係機関と連携して取り組みます。

■ 事業および事業内容等

施策	事業名	事業概要	所管	再掲
啓発の推進	職員研修の計画的かつ継続的な実施	職員が人権尊重を基本とした職務を遂行するため、新規採用職員をはじめとした各階層別の研修などにおいて、人権に関する職員研修を計画的かつ継続的に実施	総務局	1-2

啓発の推進	研修指導者の養成 および所属別研修 の充実	人権研修の講師等となる職員を養成するための人権指導者養成研修を実施するとともに、各所属で実施する所属別人権研修を充実	総務局	1-2
	同和問題（部落差別）の理解促進のための市民啓発の推進	差別意識の解消と人権意識の高揚を図るため、「憲法週間」、「人権週間」を中心に、講演会、啓発資料の作成・配布など市民啓発事業を実施するほか、「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行を受け、法の周知等を実施	スポーツ市民局	
	同和問題（部落差別）の解決に向けた市民・企業の自主的啓発活動や取り組みへの支援	同和問題（部落差別）に関する啓発事業を推進し、市民・企業のこの問題への正しい理解と認識を深めるとともに、人権尊重のまちづくりをすすめるため、研修資料等を提供・貸与するなど、人権問題の重要な課題としての同和問題（部落差別）の解決に向けた市民の自主的活動や取り組みを支援		
	関係機関との連携・情報共有	人権・同和関係行政機関連絡会や全国人権同和行政促進協議会などを通じて、関係機関と情報共有するなど連携を促進		
教育の充実	学校教育における人権教育の推進	あらゆる差別や偏見をなくし、お互いの人権を認めあう人間性豊かな児童生徒を育成する人権教育の推進、指導資料の作成、人権教育の研究を推進	教育委員会	1-1 2-2
	豊かな人間性を育む教育の推進	地域や企業、体験活動の展開を支援するボランティアなどとの連携を充実し、児童生徒の成長にあわせた多様な体験活動を推進		1-1 2-2
	教職員への研修の実施	人権教育に関する研修を教職員の経験年数や職務に応じて初任者から校（園）長まで計画的に実施するとともに、研修内容を各校（園）の全職員に広める取り組みを実施		1-1 1-2

教育の充実	社会教育における人権教育の推進	差別意識の解消と人権意識の高揚をめざして、生涯学習センターなどの社会教育施設において、さまざまな人権問題についての正しい理解と認識を得るために、講演会を開催 ・人権問題講座の開催（生涯学習センター16回、女性会館1回） ・人権問題特別講演会の開催（生涯学習センター4回、生涯学習課1回）	教育委員会	1-1
	市民の学んだ成果を生かした人権教育の推進	市民グループと連携し、人権学習講座にファシリテーターを派遣し、参加体験型学習を推進		1-1
	文化センターおよび教育集会所での社会教育の充実	西文化センター、中文化センター及び上汐田教育集会所に人権教育指導員を配置し、教養・文化、スポーツ講座などを開催 ・人権教育指導員4名配置 ・各種講座元年度（西文13講座、中文13講座、上汐田13講座）と同程度開催予定		
	修学の支援	経済的理由で高等学校等への修学が困難な方を支援するため、名古屋市入学金の準備金の貸与や名古屋市奨学金の給付を行うほか、愛知県高等学校奨学金制度、日本学生支援機構の奨学金制度などに関する情報提供を実施		
文化センターの運営	生活の支援	修学のための奨学金制度や生活福祉資金制度などの生活や福祉に関わる情報の提供や関係機関との連携を推進	スポーツ市民局	
	子育ての支援および児童福祉の増進	地域の子育て世帯の交流をすすめるとともに、児童の福祉増進をはかるため、文化センターにおいて各種児童・親子向け事業を実施するとともに、関係機関などとの連携を推進		
	高齢者福祉の増進	地域の高齢者の福祉の増進や交流をはかるため、文化センターにおいて求人情報の提供や各種高齢者向け事業を実施するとともに、関係機関などとの連携を推進		

文化センターの運営	文化センターにおける人権啓発の推進	地域社会における人権啓発の活動拠点として、講演会や人権啓発パネル展などの啓発を実施	スポーツ市民局	1-1
	文化センターなどの各種相談事業	文化センターにおいて、地域住民の生活や文化の向上をはかり、同和問題をはじめとする人権問題の解決に役立てることを目的として、生活相談をはじめ高齢者相談、健康相談など各種相談事業を行うとともに、弁護士会や法務局など関係機関と連携して、法律相談、人権相談、経営相談を実施 教育集会所において、生活相談や健康相談を実施		1-4
部落差別のない地域づくり	地域交流促進事業	文化センターにおいて、地域住民の交流を促進するための講座や行事等を実施	スポーツ市民局	
	住宅地区改良事業 残存事業	生活環境の改善のために住宅地区改良事業残存事業を実施	住宅都市局	
	既設市営住宅の高齢者対応・障害者対応改善等の推進	入居者の高齢化の進行などに対応するため、既設市営住宅の手すり設置、ドアノブのレバーハンドル化等住戸内設備の改善などを実施		1-3
えせ同和行為の排除	えせ同和行為に対する相談・対応	法務局、愛知県警察本部、愛知県、愛知県弁護士会と連携して、えせ同和行為対策連絡会を開催するとともに、市民などからの相談に応じ、必要な情報の提供、えせ同和行為への厳正な対応をはかるための研修、および啓発冊子の作成・提供を実施	スポーツ市民局	